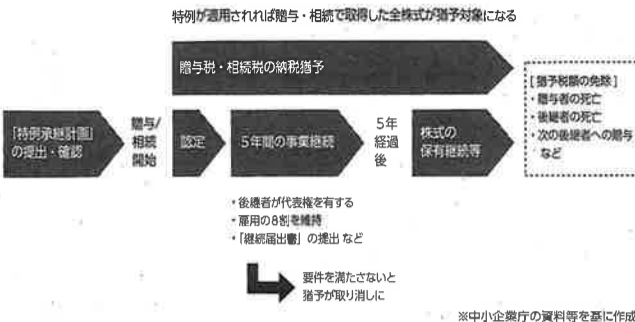


広告

企画制作・お問合せ先
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

事業承継税制の特例措置の活用で
自社株にかかる贈与税・相続税が猶予・免除される

非上場株にかかる贈与税・相続税の納税猶予・免除の概要



特別が適用されれば贈与・相続で取得した全株式が猶予対象になる... 納税猶予申請件数が急増... 事業承継税制の特例措置の活用で、自社株にかかる贈与税・相続税が猶予・免除される。

納税猶予申請件数が急増... 事業承継税制の特例措置の活用で、自社株にかかる贈与税・相続税が猶予・免除される。納税猶予申請件数が急増している。事業承継税制の特例措置の活用で、自社株にかかる贈与税・相続税が猶予・免除される。

事業承継税制プロフェッショナル
税理士30選
Vol.04

高野総合グループ 税理士法人 高野総合会計事務所

ランドマーク税理士法人 Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

F C M G FUJII CONSULTING MANAGEMENT GROUP

株式会社藤井経営/藤井会計事務所

税理士法人レガシィ

税理士法人渡邊芳樹事務所

銀座K.T.C.税理士法人

ランドマーク税理士法人

COMPASSO

税理士法人レガシィ

森山税務会計事務所

あいのり税理士法人

brains group

コンパス税理士法人

税理士法人オグリ

税理士法人パートナーズ

税理士法人深代会計事務所

税理士法人ブレインズ

税理士法人東京パートナーズ会計事務所

林寛税理士事務所

Infinity Partners 三上裕之税理士事務所

税理士法人新日本簡木

アンカー税理士法人

税理士法人コスモス

税理士法人総和

税理士法人スバル合同会計

TOMA税理士法人

小林磨寿美税理士事務所

CUOLISS

KASUYA 税理士法人